

自転車走行位置明示(青い矢印▶) 交差点部での運用開始のお知らせ



自転車の走行位置の目安として、2月上旬から青い矢印を明示する工事を施工して参りましたが、2月12日(火)から国道4号東署南交差点において、青い矢印を交差して明示する運用を開始しましたので、皆様にお知らせします。

自動車や自転車のドライバーの皆様は、ご理解ご協力のほど、よろしくお願い致します。

車道に自転車の走行位置を明示します

実施期間：平成25年2月上旬～3月中旬
実施区間：国道4号 (東が丘交差点～宇都宮警察署南交差点までの約1km)
宇都宮市道 (今泉新町交差点～今泉町までの約0.6km)

自転車は車両です。車道の左側を通行するのが原則です。自転車が車道を通行するときは安全で、邪魔をしないように、自転車レーンの設置を徹底していきます。十分な幅員の確保できない場合は、道路の通行位置を明示して、車道への通行を促します。交差点部には、通行者の安全には配慮し、ご協力がほどよろしくお願いします。

基本ルール

自転車は道路(公道)上、車両として扱われ、車道の左側を通行するが原則です。すべりや暴走の恐れ、あるいは車道が危険な場合は、歩道の車道寄りもゆっくり(すべり止まれる範囲)通行できますが、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは一時停止し、歩行者を優先してください。

交差点部の通行方法が変わります

【実施前】
 自転車は車道側を通行していた場合、歩行者優先の通行方法が一般的でした。

【実施中】
 自転車は車道側を通行し、歩行者優先の通行方法を推奨します。

通行時の注意事項

- 自転車の通行位置(歩道)は禁止
- 歩道の通行(歩道)は原則禁止(歩道が危険な場合は例外)
- 歩道の通行(歩道)は原則禁止(歩道が危険な場合は例外)
- 歩道の通行(歩道)は原則禁止(歩道が危険な場合は例外)

自転車安全利用点検

点検対象：乗車前、乗車中、乗車後
 点検項目：ブレーキ、タイヤ、ライト、ベル、音響装置、安全装置
 点検場所：交通安全センター、交通安全協会、交通安全教室

[参考：お知らせのチラシ]

詳しくは、宇都宮国道ホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiya/>)をご覧ください。